定　期　積　金

商品名 （愛称）	・定期積金（スーパー積金）
販売対象	・　法人、個人
期　　間	・　6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年の6種類
預　　入 （1）　預入方法 （2）　預入金額 （3）　預入単位	・　定期または数回にわたり掛金の払込ができます。 ・　1,000円以上 ・　1円単位
払戻方法	・　満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利　　息 （1）　適用金利 （2）　給付補填金の支払方法 （3）　計算方法	・　固定金利 ・　契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・　給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・　給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税　　金	・　個人の給付補填金には20％（国税15％、地方税5％）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません） ・　法人は総合課税となります。
手数料	――――
付加できる特約事項	・　普通預金等から自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・　満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日の期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金利情報の入手方法	・　金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
その他参考となる事項	・　払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・　満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・　預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1，000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1，000万円までとその利息が保護されます）

上越信用金庫